

政府は成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく同制度利用促進基本計画を閣議決定した。今後、本計画に基づき、概ね5年間で県や市等が連携し総合的かつ計画的に同制度の利用促進策に取り組むそうです。

主な基本計画は3点です。**①**利用者がメリットを実感できる制度運用→財産管理だけでなく、意思決定支援、身上保護も重視した適切な後見人の選任、本人の生活状況等を踏まえた内容を記載できる医師の診断書の検討**②**全国どこでも後見制度の利用ができるように権利擁護の地域連携ネット

遺言・相続 **成年後見**

債務整理・破産 **離婚**

他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎ 079-561-2050

tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>

③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和→後見制度支援信託に並立、代替する新たな方策（預金の払戻しに後見監督人が関与する等）を検討する。今後、皆様の地域でどのように後見制度が運用されるか注視して下さい。